

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年 5月 15日
 令和2年 8月 21日改正 令和3年 4月 19日改正
 令和2年 12月 8日改正 令和3年 5月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正 令和3年 7月 9日改正
 令和3年 3月 31日改正 令和3年 11月 24日改正
 令和3年 4月 3日改正 令和3年 12月 10日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期	
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル	
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができるない状況	
移行基準	①確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上	状況を見て総合的に判断	
	②重症確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上		
	③療養者数 ※ (人口10万人当たり) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	190人程度以上 (20人以上)	380人程度以上 (40人以上)		
	④直近1週間の累積新規感染者数 (人口10万人当たり)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	143人程度以上 (15人以上)	285人程度以上 (30人以上)		
○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にして、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討							
○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断							
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・積極的活用					
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査バッケージ制度（VTP）の適用者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用			【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(1)(2)(3)(4)(5)の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45①による要請】 ・(1)(2)(3)(4)(5)対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳しく控えるよう要請することを検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ			【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6①等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45②等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践			【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45②による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、國の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	
県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館			・(1)(2)の対策の徹底	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
	○各対策期における措置の実施の要否にあたっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						